

公益信託法の見直しに関する要綱案のたたき台(1)

目次

第1	新公益信託法の目的.....	2
第2	公益信託等の定義.....	2
1	公益信託の定義.....	2
2	公益信託事務の定義.....	2
第3	公益信託の要件.....	3
1	公益信託の効力の発生.....	3
2	公益信託の信託の方法.....	4
第4	公益信託の受託者.....	5
1	公益信託の受託者の資格.....	5
2	公益信託の受託者の権限, 義務及び責任.....	7
第5	公益信託の信託管理人.....	8
1	公益信託における信託管理人の必置.....	8
2	公益信託の信託管理人の資格.....	8
3	公益信託の信託管理人の権限, 義務及び責任.....	10
第6	公益信託の委託者.....	10
1	公益信託の委託者の権限.....	10
2	公益信託の委託者の地位の移転.....	10
3	公益信託の委託者の地位の相続.....	10
第7	行政庁.....	11
1	公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁.....	11
2	行政庁の区分.....	11
第8	公益信託認可の申請.....	12
1	公益信託認可の申請主体.....	12
2	公益信託認可の申請手続.....	12
第9	公益信託認可の基準.....	12
1	公益信託の目的に関する基準.....	12
2	公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準.....	12
3	公益信託の信託財産に関する基準.....	13
4	公益信託の信託行為の定めに関する基準.....	13

第10	公益信託の名称	16
第11	公益信託の情報公開	16
1	公益信託の情報公開の対象及び方法	16
2	公益信託の公示	16
第12	公益信託の監督	17
1	報告及び検査	17
2	勧告, 命令等	17
3	寄附の募集に関する禁止行為	17
4	公益信託認可の取消し	18
5	裁判所の権限	19
第13	公益信託の受託者の辞任・解任, 新受託者の選任	20
1	公益信託の受託者の辞任	20
2	公益信託の受託者の解任	21
3	公益信託の新受託者の選任	24
第14	公益信託の信託管理人の辞任・解任, 新信託管理人の選任	25
1	公益信託の信託管理人の辞任	25
2	公益信託の信託管理人の解任	25
3	公益信託の新信託管理人の選任	26
第15	公益信託の変更, 併合及び分割	27
1	公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更	27
2	公益信託の目的の変更	29
3	公益信託の併合・分割	31
第16	公益信託の終了	33
1	公益信託の終了事由	33
2	公益信託の存続期間	35
3	合意による終了	35
4	特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判	36
5	公益信託の終了の届出	36
第17	公益信託の清算【P】	37
1	残余財産に関する信託行為の定め	37
2	公益信託の清算等の届出（上記1(1)の場合）	37
3	最終的な残余財産の帰属	38
4	公益信託認可の取消し等に伴う贈与（上記1(2)の場合）	38
第18	公益信託と受益者の定めのある信託の相互の変更	41
1	公益信託から受益者の定めのある信託への変更	41
2	受益者の定めのある信託から公益信託への変更	41

第19	その他	43
1	新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い	43
2	罰則	43
3	その他	43

(前注) 本部会資料では、要綱案のたたき台をゴシックで示し、そのうち特に必要があると思われる事項についてのみ、補足説明を記載している。

第1 新公益信託法の目的

新公益信託法は、公益信託をすることについての認可（以下「公益信託認可」という。）を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものとする。

第2 公益信託等の定義

1 公益信託の定義

公益信託は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託であって、公益信託認可を受けたものをいうものとする。

2 公益信託事務の定義

公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する別表各号（注）に掲げる種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする。

(注) 別表各号に掲げる種類の信託事務とは、公益法人認定法の別表と同様に、次に掲げるものをいうものとする。

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする信託事務
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする信託事務
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする信託事務
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする信託事務
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする信託事務
- 6 公衆衛生の向上を目的とする信託事務
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする信託事務
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする信託事務
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする信託事務
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする信託事務
- 11 事故又は災害の防止を目的とする信託事務

- 1 2 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする信託事務
- 1 3 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする信託事務
- 1 4 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする信託事務
- 1 5 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする信託事務
- 1 6 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする信託事務
- 1 7 国土の利用、整備又は保全を目的とする信託事務
- 1 8 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする信託事務
- 1 9 地域社会の健全な発展を目的とする信託事務
- 2 0 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする信託事務
- 2 1 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする信託事務
- 2 2 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする信託事務
- 2 3 前各号に掲げるもののほか、公益に関する信託事務として政令で定めるもの

第3 公益信託の要件

1 公益信託の効力の発生

公益信託は、公益信託認可（注）を受けなければ公益信託としての効力を生じないものとする。ただし、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託としての効力を妨げないものとする。

（注）公益信託認可は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うことを前提としている（本部会資料第7の1）。行政庁は、公益信託認可をしようとするときは、他の行政機関の長の意見を聴くものとするなど、公益法人認定法第8条と同様の規律を設けるものとする。

（補足説明）

本部会資料第3の1は、従前の提案に形式的な修正をしたものであり、その実質に変更はない。

なお、本部会資料第3の1では、公益信託認可の申請がされた信託が公益信託認可を受けることができなかつた場合には、当該信託を受益者の定めのない信託とする旨

の信託行為の定めがあることをその要件として明示していないが、これは、信託の当事者がそのような意思を有している場合には、信託法第4条第4項の規定により、信託行為にその旨の定めを設けているものと考えられることを踏まえたものである。

2 公益信託の信託の方法

公益信託は、信託法第3条第1号又は第2号に掲げる方法によってすることができるものとする。

(補足説明)

第50回会議では、部会資料47の第19の1の提案に対して、「公益目的の設定者である委託者が、同時に信託財産の管理者であるという制度が公益性を保てるか疑問がある。」「税制上も委託者からの分離が確保されていないとして税制優遇を受けられないことが懸念される。」などとして、信託法第3条第3号に規定する方法(自己信託)により公益信託を設定することはできないものとする甲案を支持する意見があった。他方、「公益信託の利用者に多くの選択肢を提供し、可能性を確保することに意義がある。」「信託管理人により内部のガバナンスが強化されている公益信託では自己信託による設定を可能とすべき。」などとして、これを許容する乙案を支持する意見があった。このほか、「税法の考え方からは、信託がプライベートに支配されているとの問題点の他に、自己信託により公益信託を設定した場合には、譲渡損益の実現を認めるべきではないとの議論もあり得る。」「自己信託による公益信託の設定を許容した場合には、委託者兼受託者が信託管理人を選任することになり監督上適切でない。」「公益信託について自己信託による設定を許容した場合には、委託者と受託者が対立関係にある規律に様々な解決困難な問題が生ずるのではないか。」との指摘があった。

公益信託のより一層の普及を図るためには多様な選択肢を準備することは重要であると考えられる。しかし、委託者と受託者が同一となる自己信託では、適切な信託内部のガバナンスが十分に機能しなくなるおそれもある(例えば、合意による解任は基本的に不可能になる(第13の2(1)参照)ほか、信託管理人に監督される立場にある受託者が、委託者として単独で信託管理人を解任することができるようになる(第14の2(1)参照)など。)ことから、自己信託による公益信託の設定を許容した場合には、複数の信託管理人を必置とするなど、内部ガバナンスを強化する必要があるものと考えられる。また、税法上様々な問題が生じ、新たな公益信託が税制優遇を受けられなくなる可能性もある。

そこで、本部会資料第3の2では、部会資料47の第19の1の甲案を採用することとして、「公益信託は、信託法第3条第1号又は第2号に掲げる方法によってすることができるものとする。」とし、自己信託により公益信託を設定することはできないものとすることとしたが、どうか。

第4 公益信託の受託者

1 公益信託の受託者の資格

(1) 【甲案】公益信託の受託者は、公益信託事務の適正な処理をすることができる能力（当該公益信託事務を処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力）を有する法人でなければならないものとする。

【乙案】公益信託の受託者は、公益信託事務の適正な処理をすることができる能力（当該公益信託事務を処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力）を有する者（法人又は自然人）でなければならないものとする。

(2) 公益信託の受託者の欠格事由

公益信託の受託者になろうとする者が次のいずれかに該当する場合には、公益信託認可を受けることができないものとする。

ア 受託者になろうとする者が自然人である場合

(ア) 信託法第7条に掲げる者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この(エ)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(オ) 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しないもの

(カ) 公益信託認可を取り消された場合において、その当時その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人の業務を執行する社員、理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であった者で、その取消しの日から5年を経過しないもの

イ 受託者になろうとする者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記ア(イ)から(カ)までのいずれかに該当する者があること。

ウ その信託事務を処理するに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないもの

エ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

(補足説明)

1 公益信託の受託者の資格について

部会資料48の第4の1(1)では、(注)として「受託者の資格として、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をすることができる能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、その法人と共同で公益信託事務の適正な処理をすることができる能力を有することを必要とするとの考え方がある。」との考え方を示していた。

しかし、本部会資料第4の1(1)の提案では、仮に自然人が公益信託の受託者となることを許容する場合であっても、法人と自然人とを問わず、同様の能力(公益信託事務の内容・規模等に鑑み、公益信託事務の適正な処理をすることができる能力(当該公益信託事務を処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力))を求めることを前提としていることから、自然人が受託者となる場合に、当該能力を有する法人との共同受託を義務付けなければならないとする必要性はないものと考えられる。そこで上記の(注)の考え方は取り上げないこととした。

2 公益信託の受託者の欠格事由について

第51回会議では、部会資料48の第4の1(2)及び第5の2(2)の提案に対して、「受託者である法人の責任で認可が取り消され、法人の役員である個人に責任があった場合が捉えられていないのではないか。」との指摘があったことを踏まえ、本部会資料第4の1(2)ア(カ)では、受託者の欠格事由として、「公益信託認可を取り消された場合において、その当時その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であった者で、その取消しの日から5年を経過しないもの」を加える提案をしている。また、この変更を踏まえると、例えば、公益信託の取消しについて原因がある法人受託者Aの業務を執行する取締役であったBが、C社の業務を執行する取締役に就任した場合に、当該C社は公益信託の受託者とするのは相当でないと考えられることから、本部会資料第4の1(2)イにおいて、本部会資料第4の1(2)ア(カ)を対象とすることとした。

このほか、受託者の欠格事由として、公益法人認定法と同様に、「その信託事務を処理するに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないもの」、「国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの」を加えている(本部会資料第4の1(2)ウ、エ)。

2 公益信託の受託者の権限、義務及び責任

- (1) 公益信託においては、信託法第29条第2項ただし書の規定にかかわらず、信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできないものとする。
- (2) 公益信託においては、信託法第35条第4項の規律は適用しないものとする。
- (3) 公益信託の必要書類の備置き及び閲覧等については、公益法人と同等の仕組みとするものとする。

(補足説明)

本部会資料第4の2(2)は、信託法第212条第2項が「受益証券発行信託においては、第35条第4項の規定は、適用しない。」と定めていることを参考として、新たな公益信託の受託者が信託事務の処理を信託行為において指名された第三者等に委託した場合において、当該第三者等が不適任若しくは不誠実であること又は当該第三者等による事務の処理が不適切であることを知ったときは、当該第三者等への委託の解除などの必要な措置をとらなければならないとの義務（同条第3項ただし書）を軽減することはできないものとすることを提案するものである。

なお、本部会資料第4の2(1)において、公益信託においては、信託行為の定めにより同法第29条第2項本文の受託者の義務を軽減することはできない旨の提案をしているが、この提案には、同法第35条第1項及び第2項に規定する信託事務の処理を第三者（信託行為において指名された第三者等を除く。）に委託した場合における受託者の義務につき、信託行為に別段の定めを設けることによってこれを軽減することはできないこととするをも含むものである。

中間試案第4の2の提案においては、公益目的のために抛出された公益信託の信託財産の管理処分を行う受託者については、一定の資格が要求された上でより信託財産の管理に重きが置かれるべきであると考えられるとして、新たな公益信託の受託者の善管注意義務を軽減することができないものとするとの提案をしていたが、この趣旨は、当該受託者が信託事務を第三者に委託した場合であっても、同様に当てはまるものと考えられる。

そこで、本部会資料第4の2(2)では、上記のとおり提案をするものであるが、どうか。

また、本部会資料第4の2(3)は、本部会資料第11の1において、公益法人認定法第21条及び第22条の規定を参考として、新たな公益信託について、公益法人と同様の情報開示の制度を設けることを提案していることから、公益信託の受託者に必要書類の備置き及び閲覧請求への対応義務が課されることを明示するものである。

同法第21条及び第22条は、公益法人について不特定かつ多数の者の利益のため

に活動することに鑑み、国民に対し広く情報提供を行い、透明性の高い事業運営を行うことが望ましく、同時に情報開示により国民の公益法人に対する理解が深まり、当該公益法人への支援が促進される効果を期待することができるということをその趣旨とするものである。このような趣旨は、新たな公益信託にも同様に妥当すると考えられることから、本部会資料第4の2(3)では、上記のと通りの提案をするものであるが、どうか。

第5 公益信託の信託管理人

1 公益信託における信託管理人の必置

公益信託の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする。

2 公益信託の信託管理人の資格

(1) 公益信託の信託管理人は、当該公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力を有する者でなければならないものとする。

(2) 公益信託の信託管理人の欠格事由

公益信託の信託管理人になろうとする者が、次のいずれかに該当する場合には、公益信託認可を受けることができないものとする。

ア 当該公益信託の受託者

イ 受託者の親族、使用人その他受託者と特別の関係を有する者

ウ 当該公益信託の委託者

エ 委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係を有する者

オ 信託管理人になろうとする者が自然人である場合

(ア) 信託法第124条第1号に掲げる者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団員等

(オ) 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しないもの

(カ) 公益信託認可を取り消された場合において、その当時その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人の業務を執行

する社員、理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であった者
で、その取消しの日から5年を経過しないもの

カ 信託管理人になろうとする者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若し
くはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記
オ(イ)から(カ)までのいずれかに該当する者があること。

(補足説明)

1 公益信託の信託管理人に必要とされる能力について

部会資料48の第5の2(1)では、新たな公益信託の信託管理人に「公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力（公益信託の受託者が当該公益信託事務を処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しているか監督する能力）」を求めることとする提案をしていたが、第51回会議において、『公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力』は受託者が経理的基礎と技術的能力を有しているかだけを監督するのではないと考えられる。」「受託者に能力があるというよりは、能力を発揮しているかどうかを見るべきである。」「受託者に能力があるか監督する能力も含まれる。」との意見や指摘があった。

これらの意見を踏まえると、上記の提案は、信託管理人に求めるべき能力の全てを捉えることができていなかったとも思われる。そこで、これらの意見等を踏まえ、本部会資料第5の2(1)では、部会資料48の第5の2(1)の提案の括弧を削除し、新たな公益信託の信託管理人に「当該公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力」を求めることとしているが、どうか。

なお、信託管理人に求められる「公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力」は、個別の公益信託事務の種類、内容等に応じて判断されるべきものであって、画一的な能力を想定しているものではない。このことは、従前と同様であり、この趣旨をより明確にするため、「当該」との語を加えている。

また、当該能力には公益信託の受託者が当該公益信託事務を処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しているか監督する能力も含まれることに変更はない。

2 公益信託の信託管理人の欠格事由について

本部会資料第5の2(2)オ(カ)及びカでは、受託者の欠格事由において述べたところと同様の理由により、欠格事由を加える提案をしている。

3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任

- (1) 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の信託管理人の権限、義務及び責任と同様であるものとする。
- (2) 信託管理人の権限、義務及び責任は、信託行為の定めによって制限することはできないものとする。

第6 公益信託の委託者

1 公益信託の委託者の権限

公益信託の委託者の権限は、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様とした上で、信託行為により制限できるものとする。

2 公益信託の委託者の地位の移転

- (1) 公益信託の委託者の地位は、受託者及び信託管理人の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができるものとする。
- (2) 委託者が2人以上ある信託における上記(1)の規律の適用については、上記(1)中「受託者及び信託管理人」とあるのは、「他の委託者、受託者及び信託管理人」とするものとする。

3 公益信託の委託者の地位の相続

公益信託の委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする。

(補足説明)

第5 1回会議では、部会資料4 8の第6の2の提案に対して、「委託者の地位が『相続により』移転することが問題であり、信託行為の定めをもって相続人に移転することは問題がないのではないか。」との趣旨の意見が複数あった。また、「相続による移転も、信託行為の定めによる移転も両方とも反対。」との意見があった一方で、「相続による移転も、信託行為の定めによる移転も両方とも許容すべき。」との意見もあった。

委託者が死亡した場合であっても、相続人が委託者としての地位を相続により承継することを欲するとは限らず、仮に相続人が委託者の地位を相続により承継したとしても、当該相続人が委託者の意思を継いでその権限を行使する蓋然性が高いとまでは考え難い。また、委託者の地位が複数の相続人により準共有状態になることは望ましくない。

他方で、委託者が自身の意思に基づき特定の第三者に対する委託者の地位の移転を

望み、当該第三者がこれを承諾した場合であって、受託者及び信託管理人の同意を得ているときなどは、委託者の地位の移転を禁止しなければならないとする理由は見当たらない。

そこで、これらを踏まえ、本部会資料第6の2及び3では、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとしつつ、委託者の地位は、受託者及び信託管理人の同意を得るなどして、第三者に移転することができるものとすることを提案するものであるが、どうか。

なお、委託者が複数である場合には、委託者の地位の移転について、他の委託者の同意を得る必要があるものと考えられることから、その旨も併せて提案するものである。

第7 行政庁

1 公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁

公益信託認可及び公益信託の監督は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うものとする。

2 行政庁の区分

公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁は、次に掲げる公益信託の区分に応じ、国の行政庁又は都道府県知事とする。

(1) 次に掲げる公益信託 国の行政庁

ア 公益信託事務を2以上の都道府県の区域内において処理する旨を信託行為で定めるもの

イ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益信託事務であって政令で定めるものを処理するもの

(2) 上記(1)以外の公益信託 当該公益信託事務が処理される都道府県の知事

第8 公益信託認可の申請

1 公益信託認可の申請主体

公益信託の受託者になろうとする者は、当該信託について行政庁による公益信託認可の申請をすることができるものとする。

2 公益信託認可の申請手続

公益信託認可の申請は、必要事項を記載した申請書等を行政庁に提出してしなければならないものとする。

第9 公益信託認可の基準

(前注) 本項1から4までの公益信託認可基準の他に、次に掲げるものを認可基準とするものとする。

- ・公益信託の受託者の資格（前記第4の1）
- ・公益信託の信託管理人の資格（前記第5の2）
- ・公益信託終了時の残余財産の帰属すべき者を信託行為で定めていること（後記第17の1(1)）

[・公益信託認可の取消しの処分を受けたことにより公益信託が終了した場合又は合意により公益信託が終了した場合に、残余財産を公益信託認可の取消しの日又は合意により公益信託が終了した日から1か月以内に他の公益信託の受託者等又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を信託行為で定めていること（後記第17の1(2)）]

行政庁は、公益信託認可の申請がされた信託が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該信託について公益信託認可をするものとする。

1 公益信託の目的に関する基準

公益信託事務を処理することのみを目的とするものであること。

2 公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準

(1) 公益信託の受託者が処理する信託事務が当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること。

なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする。

(2) 暴力団員等がその信託事務を支配しないものであること。

3 公益信託の信託財産に関する基準

- (1) 公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとする。
- (2) 公益信託認可の申請をした時の信託財産に加え、その後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が遂行される見込みがあること。
- (3) 信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれないものであること。ただし、当該財産が信託財産に含まれることによって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容するものとする。

4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

- (1) 信託行為の定めの内容が次に掲げる事項に適合するものであることとする。

ア その公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者若しくは信託管理人又はこれらの者の関係者に対して特別の利益を供与するものでないこと。

イ その公益信託事務を処理するに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対して寄附その他の特別の利益を供与するものでないこと。

ただし、公益信託の受託者に対し、当該公益信託の受託者が処理する公益信託事務のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、許容するものとする。

ウ 受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬(以下「報酬」という。)(注)について、主務省令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準(額又は算定方法)が定められていること。

(注) 1 公益信託においては、上記ウの報酬の支払基準に従って、その受託者及び信託管理人に対する報酬が支給されなければならないものとする。

2 公益信託の受託者は、上記ウの報酬の支払基準を公表しなければならないものとする。これを変更したときも、同様とするものとする。

エ 公益信託の会計について

- (ア) その処理する公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること(注)。

(注) 公益信託の受託者は、その公益信託事務を処理するに当たり、当該公益信託事務の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない

ものとする。

- (イ) 公益信託の毎信託事務年度の末日における遊休財産額（注）が、当該信託事務年度に処理された公益信託事務と同一の内容及び規模の公益信託事務が翌信託事務年度においても引き続き処理されるために必要な額として、当該信託事務年度における公益信託事務の遂行に要した費用の額を基礎として主務省令で定めるところにより算定した額を超えないものであること。

（注）遊休財産額とは、公益信託における財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質に鑑み、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産の価額の合計額をいうものとする。

- (ウ) その公益信託事務を処理するに当たり、公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が適正な割合となると見込まれるものであること。

オ 信託行為又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反していないものであること。

- (2) 公益信託事務に係る収入（寄附による場合を除く。）があることが予定されていない公益信託について、上記(1)エの基準は適用しないものとする。

（補足説明）

1 第9の4(1)ウ及び（注）について

公益信託の受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬が不当に高額な場合には、公益信託制度を利用した不当な私益の獲得となるおそれがあり、適当ではないと考えられる。また、理事等に対する報酬等の支給の基準を国民の不断の監視下に置き、その理解と納得を得るため、遵守事項としてこれを公表しなければならないこととするという公益法人認定法第20条第2項の趣旨は、公益信託の受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬にも同様に妥当すると考えられる。

そこで、本部会資料第9の4(1)ウ及び（注）では、新たな公益信託における「報酬」が受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬をいうとの趣旨を明確にした上で、同法第5条第13号や社会福祉法第45条の35が、当該法人又は当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような報酬の支給の基準を定めなければならないとしていることを参考とし、受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬は、「当該公益信託の経理の状況その他の事情」を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準（額又は算定方法）が定められているものとすることを提案するものであるが、どうか。

2 第9の4(1)エについて

部会資料46の第9の4(1)エ(ウ)では、「その公益信託事務を処理するに当たり、公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が一定の割合以下となると見込まれるものであること。」との提案をしていたが、公益信託ごとに受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬を含めた運営に必要な経常的経費の額は異なることから、一定の定量的な割合を定めることには大きな意義が見出せない。公益信託事務の運営に係る経常的経費の額は、当該公益信託事務の内容及び規模に照らして、公益信託に係る費用全体に対して適正な割合となっていれば問題はないものと考えられることから、本部会資料第9の4(1)エ(ウ)では、「その公益信託事務を処理するに当たり、公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が適正な割合となると見込まれるものであること。」との提案をするものであるが、どうか。

3 第9の4(2)について

部会資料46の第9の4(2)では、「公益信託事務が金銭の助成等に限定されている公益信託について、上記(1)エの基準（公益信託の会計に関する基準）は適用しないものとする。」との提案をしていた。

しかし、中間試案第9の4の補足説明に記載したとおり、公益信託事務の類型によって会計に関する認可基準の適用の有無を決するものとした場合には、複数の公益信託事務を処理する公益信託についての取扱いなど判断に困難を伴うおそれがある。

他方で、上記提案の趣旨は、信託事務の対価としての収入を得ることなく、信託財産を取り崩しながら信託事務の処理がされる公益信託においては、収支相償や遊休財産の保有制限などの基準を及ぼす必要性に乏しいという点にある。そこで、公益信託事務の類型によって会計に関する認可基準の適用の有無を決するのではなく、端的に当該公益信託が信託事務の対価としての収入を得ることを予定しているかどうかを問題とすれば足りるようにも思われる。

もっとも、当該公益信託事務から得られる収入がない公益信託においては、その存続は、寄附による部分が大きいと推測されることから、寄附を受けた金銭を留保しておくことを許容する合理性や必要性があるものとも考えられる。

そこで、以上の点を踏まえ、本部会資料第9の4(2)では、「公益信託事務に係る収入（寄附による場合を除く。）があることが予定されていない公益信託について、上記(1)エの基準は適用しないものとする。」との提案をするものであるが、どうか。

なお、本部会資料第9の4(2)では、預貯金の金利や株式等の運用益については、「公益信託事務に係る収入」に該当することを想定している。例えば、株式のみを

信託財産とし、その配当や運用益によって助成を行う公益信託については、本部会資料第9の4(1)エの基準は適用されることが想定される。

第10 公益信託の名称

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けるものとする。

- 1 公益信託には、名称を付さなければならない。
- 2 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。
- 3 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 4 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- 5 4に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第11 公益信託の情報公開

1 公益信託の情報公開の対象及び方法

新たな公益信託の情報公開の対象、方法については、公益法人と同等の仕組みとするものとする。

2 公益信託の公示

行政庁は、公益信託認可及びその取消し、公益信託の受託者に対する勧告及び命令、公益信託の新たな受託者（以下「新受託者」という。）又は新たな信託管理人（以下「新信託管理人」という。）の選任、公益信託の変更及び併合・分割の認可をし、又は公益信託の受託者であった者が受託者の辞任及び解任の届出をしたとき、又は公益信託の受託者が公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めのある軽微な変更の届出をしたとき、終了の届出をしたとき、清算の届出をしたときは、その旨を公示しなければならないものとする。

第12 公益信託の監督

1 報告及び検査

- (1) 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、受託者に対し、その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め、又はその職員に、当該受託者の事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 上記(1)の立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないものとする。
- (3) 上記(1)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 勧告、命令等

- (1) 行政庁は、公益信託認可基準のいずれかに適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。
 - (2) 行政庁は、上記(1)の勧告をしたときは、主務省令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならないものとする。
 - (3) 行政庁は、上記(1)の勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- (注) 行政庁は、上記(1)の勧告及び(3)の規律による命令をしようとするときは、他の行政機関の長の意見を聴くものとするなど、公益法人認定法第28条第5項と同様の規律を設けるものとする。

3 寄附の募集に関する禁止行為

公益信託の受託者及び信託管理人は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- (2) 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。
- (3) 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。

と。

- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

(補足説明)

公益法人認定法第17条は、公益法人の理事若しくは監事又は代理人、使用人その他の従業者による執ような寄附の勧誘又は要求等寄附金の募集に係る不適切な行為を禁止することとしている。同条の趣旨は、公益法人が寄附の募集に当たり不適切な行為を行った場合には、公益法人制度に対する社会的信用が失われ、寄附などを通じた慈善活動に対する国民の意欲、ひいては公益法人による公益的な事業活動が阻害されるおそれがあり、このような行為は公益目的事業の適正な実施を期待して公益認定を与える公益法人認定法の目的に著しく反する行為といえるというものであるが、これは、新たな公益信託にも同様に妥当すると考えられる。

そこで、本部会資料第12の3では、新公益信託法にも同条と同様の規律を設けることとしている。

4 公益信託認可の取消し

- (1) 行政庁は、公益信託が次のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消さなければならないものとする。

ア 公益信託の受託者及び信託管理人に関する欠格事由、信託行為の定めに関する基準及び公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準のいずれか（注1）に該当するに至ったとき。

イ 受託者が、偽りその他不正の手段により公益信託認可、新受託者又は新信託管理人の選任の認可、公益信託の変更及び併合・分割の認可を受けたとき。

ウ 受託者が、正当な理由がなく、上記2(3)の命令に従わないとき。

(注1) ・公益信託の受託者及び信託管理人に関する欠格事由

第4の1(2)、第5の2(2)

・信託行為の定めに関する基準

第9の4(1)オ

・公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準

第9の2(2)

(2) 行政庁は、公益信託が次のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消すことができるものとする。

ア 公益信託の目的に関する基準，公益信託の受託者及び信託管理人の資格に関する基準，公益信託の信託財産に関する基準，公益信託の信託行為の定めに関する基準のいずれか（注2）に適合しなくなったとき。

イ 受託者が、公益信託の報酬・会計に関する基準（第9の4(1)ウ及びエ），寄附の募集に関する禁止行為（第12の3），公益信託の情報公開（第11の1）の規律を遵守していないとき。

ウ 受託者が、上記ア及びイのほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

（注2）・公益信託の目的に関する基準

第9の1

・公益信託の受託者及び信託管理人の資格に関する基準

第4の1(1)，第5の2(1)

・公益信託の信託財産に関する基準

第9の3

・公益信託の信託行為の定めに関する基準

第9の4(1)アからエ

（注3）行政庁は、上記(1)及び(2)の公益信託認可の取消しをしようとするときは、他の行政機関の長の意見を聴くものとするなど、公益法人認定法第28条第5項と同様の規律を設けるものとする。

（注4）他の行政機関の長は、公益信託について上記の各事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が公益信託の受託者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、行政庁に対し、その旨の意見を述べるものとするなど、公益法人認定法第31条と同様の規律を設けるものとする。

5 裁判所の権限

裁判所は、信託法が裁判所の権限としている権限を原則として有するものとする。

第13 公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任

1 公益信託の受託者の辞任

- (1) 受託者は，委託者及び信託管理人の同意を得て，辞任することができるものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。
- (2) 受託者は，やむを得ない事由があるときは，裁判所の許可を得て，辞任することができるものとする。
- (3) 受託者であった者は，遅滞なく，行政庁に辞任した旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には，上記(1)本文の規律は適用しないものとする。

(注) 公益信託の受託者の辞任には，信託法第57条第3項から第5項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

(補足説明)

第50回会議では，部会資料47の第13の1の提案に対して，裁判所が判断する公益信託の受託者の辞任事由（「やむを得ない事由」又は「正当な理由」）について，「信託法上の辞任事由について緩和する必要はない。」，「単に後任候補がいるというだけでなく，その他の理由も含め柔軟な解釈がされる前提で『やむを得ない事由』とすることに賛成する。」等として，「やむを得ない事由」とすることを支持する意見があった。他方で，『「やむを得ない事由」は厳格に解される傾向があり，受託者の引き受け手を確保するためにも，より自由度が高いとされる『正当な理由』とすべきである。」等として，「正当な理由」とすることを支持する意見もあった。

確かに，「正当な理由」とすることによって，信託の当事者にとっての自由度は高くなり，それによって公益信託の継続性が担保されるという面もあり得る。しかし，公益信託においては，公益の実現というその目的に照らし，そのための責任を負う受託者により，公益信託事務が継続的，安定的に運営されるようにすることが望ましく，この点を踏まえると，公益信託の受託者の辞任事由が受益者の定めのある信託の受託者の辞任事由と比較してより緩やかでよいとすることは，整合性を欠くものと考えられる。

そこで，本部会資料第13の1(2)では，裁判所が判断する公益信託の受託者の辞任事由を「やむを得ない事由」とすることとしているが，どうか。

なお，受託者が辞任した場合の行政庁に対する届出については，第50回会議において，「少なくとも辞任については，前受託者が届出をすればよい。」，「委託者が届出をすることになると，委託者が行政機関の監督対象になり，違和感がある。」との意見があったことを踏まえ，受託者であった者がこれを行うものとしている。

このほか、受益者の定めのない信託における信託法第57条第6項は、委託者が現に存しない場合には、信託管理人のみの同意を得て辞任することを許容していないことから、本部会資料第13の1(4)では、委託者が現に存しない場合には、信託行為の別段の定めがない限り、信託管理人のみの同意を得て辞任することはできないこととする旨を提案している。

2 公益信託の受託者の解任

(1) 委託者及び信託管理人は、正当な理由があるときは、その合意により、受託者を解任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(2) 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は信託管理人の申立てにより、受託者を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において受託者の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

(3) 受託者であった者は、遅滞なく、行政庁に解任された旨を届け出なければならないものとする。

(4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする。

(注) 公益信託の受託者の解任には、信託法第58条第5項から第7項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

(補足説明)

1 従前の部会における意見等

第50回会議では、部会資料47の第13の2(1)の委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任事由について、「受託者が任務懈怠によって信託事務処理を行わない期間が相当長く続くという場合が該当するのであれば、『受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき』とすることに賛成する。」等として「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」とすることを支持する意見があった。他方で、「『正当な理由』には、損害を与えた場合や任務懈怠、受託者としての能力不足、利益相反行為など様々な事由が含まれる。」等として「正当な理由があるとき」とすることを支持する意見があった。また、委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任事由を「公益信託目的の達成を阻害し、信託事務の円滑な遂行を妨げたことその他重要な事由があるとき」とすることでどうかとの提案があった。

このほか、信託行為の別段の定めにより委託者及び信託管理人の合意による受託

者の解任事由を変更することを許容するか否かについて、「現行信託法第58条第2項の損害賠償の規定との関係や公益信託の安定的な運営等を勘案すると、信託行為の別段の定めを許容しなくともよい。」「解任の場合だけ強行規定とすることには違和感がある。」等の意見があった。

2 委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任事由及び信託行為の別段の定めについて

「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由」は、信託法第58条第4項の裁判所が判断する受託者の解任事由と同様である。このような重要な事由が発生している場面においては、当該公益信託の受託者による債務不履行は明白であり、当然に解任される場面に当たると考えられるが、例えば、損害の程度が著しいとまではいえなくとも、受託者による何らかの債務不履行が発生している場合は、これに当たらず、受託者を解任することができないなど、解任事由を「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由」とした場合には、受託者を解任することができる場面が制限される懸念がある。公益信託が適正かつ安定的に継続することを重視する観点からは、委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任事由を狭くすれば、受託者を解任することが困難となる結果、継続性は担保されると考えられるが、必要な能力を有していない受託者が受託者に留まり続けることで、適正性が損なわれる可能性がある。そうすると、委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任事由を「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由」とすることは相当でないと考えられる。

他方で、「正当な理由」については、「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由」よりも受託者の解任事由を緩やかにするものであるが、受託者による任務懈怠、受託者としての能力の不足など、信託財産に対する損害の有無又はその多寡にかかわらず、様々な事由について、当該公益信託の目的の達成の観点等を考慮して、当該受託者の解任が正当か否か判断されることとなるものと考えられる。従前の部会では、公益信託の継続性を重視する観点から、当事者による濫用的な信託の終了について懸念が示されていたが、受託者の解任には信託管理人の合意を得る必要があり、当該信託管理人は、公益信託の目的達成の観点から合理的か否か判断した上で、受託者の解任についての合意をするか否か判断をすることが求められるから、委託者による濫用的な受託者の解任を介しての信託の終了は防止することができるものと考えられる。

そこで、以上を踏まえ、本部会資料第13の2(1)は、委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任事由を「正当な理由」とすることを提案するものであるが、どうか。

また、本部会資料第13の2(1)は、信託行為の別段の定めを許容するものとして
いるが、受託者の解任について許容されるのは、委託者を合意の当事者とし
ない旨や第三者を合意の当事者とする旨等の定めであることを前提としてい
る。公益信託事務の継続的、安定的な運営を図るために、同法第58条第1
項本文の規律とは異なり、受託者の解任事由に一定の制限を求めるべきで
あるとした提案の趣旨や背景に鑑みると、信託行為によって、法定された
解任事由を加重し、又は軽減することは、相当ではないと考えられること
から、委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任事由を変更する
旨の信託行為の別段の定めを設けることはできないものとする
ことが考えられるが、どうか。

なお、上記のとおり、解任事由を「正当な理由」とする趣旨に鑑みると、
これにより解任される受託者は、受託者として不適切な者であったとい
うことができるから、たとえその解任が受託者に不利な時期にされたもの
であったとしても、そのことに対して損害賠償をすることは不要である
と考えられる。そこで、新たな公益信託の受託者の解任には、同条第2
項のような規律は設けないこととしている。

3 受託者が解任された旨の行政庁への届出について

第50回会議では、受託者が解任された旨の行政庁への届出について、「
解任のときは、解任を申し立てた者がするのがよい。」「解任の場合でも
受託者が届け出るということでよいが、当該受託者が届け出なかった場
合には、信託管理人が届け出るという仕組みが望ましい。」との意見があ
ったが、信託法第59条第1項により、受託者が解任された場合であつ
ても、受託者であった者は、受益者に対し、その旨の通知義務を負って
いることからすれば、公益信託の受託者が解任された場合にも、受託
者であった者が行政庁に対して届出をすることが相当であると考えられ
ることから、本部会資料第13の2(3)の提案では、受託者の解任につ
いては、受託者であった者が届け出るものとしている。

なお、解任の場面では、当該受託者であった者が、遅滞なく届出を行
わないことも想定される。そのような場合には、行政庁が、適時適切に
受託者が解任された旨を把握することができず、公示等の行政処分を
適時適切に行えない等の弊害が生ずる可能性があるが、信託管理人が
行政庁に対して受託者が解任された旨を事実上の情報提供として届け
出ることは可能であると考えられる。

4 委託者が現に存しない場合

受益者の定めのない信託における信託法第58条第8項は、委託者
が現に存しない場合には、信託管理人のみによる受託者の解任を許容
していないことから、本部会資料第13の2(4)では、委託者が現に
存しない場合には、信託行為の別段の定めがない限り、信託管理人
のみによる受託者の解任はできないこととする旨を提案し

ている。

3 公益信託の新受託者の選任

- (1) 信託行為に新受託者となるべき者に関する定め(注1)がある場合は、当該定めに従い、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。

(注1) 新受託者となるべき者の指定の仕方の定めを置くことも可能であるものとする。

- (2) 信託法第56条第1項各号に掲げる事由により公益信託の受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者となるべき者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者及び信託管理人は、その合意により、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。

- (3) 上記(2)の場合において、委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。

- (4) 新受託者の選任は、行政庁による選任の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

- (5) 委託者が現に存しない場合には、上記(2)の規律のうち「委託者及び信託管理人は、その合意により」とあるのは「信託管理人は」と、上記(3)の規律のうち「委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況」とあるのは「信託管理人の状況」とするものとする。(注2)

(注2) 公益信託の新受託者の選任には、信託法第62条第2項及び第3項、同条第5項から第7項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

第14 公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任

1 公益信託の信託管理人の辞任

- (1) 信託管理人は、委託者（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人）の同意を得て、辞任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 信託管理人は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。
- (3) 受託者は、遅滞なく、行政庁に信託管理人が辞任した旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする（注）。

（注）公益信託の信託管理人の辞任には、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第3項から第5項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

2 公益信託の信託管理人の解任

- (1) 正当な理由があるときは、委託者は（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人は、その合意により）、信託管理人を解任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者、受託者又は他の信託管理人の申立てにより、信託管理人を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において信託管理人の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

- (3) 受託者は、遅滞なく、行政庁に信託管理人が解任された旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする（注）。

（注）公益信託の信託管理人の解任には、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第5項から第7項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

3 公益信託の新信託管理人の選任

- (1) 信託行為に新信託管理人となるべき者に関する定め（注1）がある場合は、当該定めに従い、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

（注1）新信託管理人となるべき者の指定の仕方の定めを置くことも可能であるものとする。

- (2) 信託法第128条第1項において準用する同法第56条第1項各号の事由により信託管理人の任務が終了した場合において、信託行為に新信託管理人となるべき者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新信託管理人となるべき者として指定された者が就任を承諾せず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者は（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人は、その合意により）、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

- (3) 上記(2)の場合において、委託者の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

- (4) 新信託管理人の選任は、行政庁による選任の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

- (5) 委託者が現に存しない場合には、上記(2)の規律は適用しないものとする（注2）。

（注2）公益信託の新信託管理人の選任には、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第2項、第3項及び第5項から第7項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

（補足説明）

部会資料47の第14の2では、受託者が信託管理人により監督される立場であるとの受託者と信託管理人との関係を踏まえ、受託者には、信託管理人の辞任の同意権、解任の合意権・申立権、新信託管理人の選任権を付与しないこととしていた。

しかし、そうすると、例えば信託管理人が1名でかつ委託者が存しない場合には、公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力を欠いている信託管理人の監督が十分機能していなかったために、信託財産に著しい損害が生じたとしても、当事者の合意により信託管理人を解任することはできず、裁判所に対する解任申立権を有する者も存在しないことから、信託管理人の解任が不可能となるが、公益信託事務を適正かつ安定的に継続するためには、そのような信託管理人は解任する必要が客観的にあることは、否定し難い。また、このような信託管理人を放置すると、行政庁か

ら公益信託認可の取消しに係る勧告等を受けることも想定されるが、受託者がその際に信託管理人の解任に一切関与することができないとすると、公益信託認可の取消しにより公益信託が終了してしまうおそれもある。以上を踏まえると、このような場面においては、受託者は、公益信託の継続について利害を有しているものとも考えられることから、受託者が信託管理人により監督される立場であるとの受託者と信託管理人との本質的な関係に反しない限度で、受託者が信託管理人の解任に関与することを許容することが相当であると考えられる。

そこで、本部会資料第14の2(2)では、受託者に信託管理人の解任の申立権を付与することを提案するものであるが、どうか。

なお、上記の考え方からすれば、本部会資料第14の3(3)における「利害関係人」には、受託者も該当するものと考えられる。

このほか、行政庁に対する事務手続上の窓口は受託者に一本化するのが合理的であると考えられることから、本部会資料第14の1(3)及び2(3)では、信託管理人が辞任し、又は解任された場合には、受託者が行政庁に対してその旨の届出をするものとしている。

第15 公益信託の変更、併合及び分割

(前注) 行政庁に対する変更、併合及び分割の認可の申請は、いずれも受託者が行うことを前提としている。

1 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更

(1)ア 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意（注）がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

(注) 1 上記アにかかわらず、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更は、次に掲げるものによりすることができるものとする。この場合において、受託者は、次の(ア)に掲げるときは委託者に対し、次の(イ)に掲げるときは委託者及び信託管理人に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

(ア) 信託の目的に反しないことが明らかであるとき
受託者及び信託管理人の合意

(イ) 信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき
受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

2 上記ア及び(注) 1にかかわらず、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更は、次に掲げる者による受託者に対する意思表示によってすることができるものとする。この場合において、次の(イ)に掲げる

ときは、受託者は委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

(ア) 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき
委託者及び信託管理人

(イ) 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき
信託管理人

3 委託者が現に存しない場合においては、上記(注)2(ア)の規律は適用しないものとする。上記(注)1のうち「次の(ア)に掲げるときは委託者に対し、次の(イ)に掲げるときは委託者及び信託管理人に対し」とあるのは、「次の(イ)に掲げるときは、信託管理人に対し」とするものとする。

イ 上記アにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(2)ア 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが公益信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更を命ずることができるものとする(注)。

イ 受託者は、上記アの変更命令の後、行政庁による変更の認可を受けるものとする。

ウ 委託者については信託行為において公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

(注) 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更には、信託法第150条第2項から第6項までと同様の規律を及ぼすものとする。

(3)ア 上記(1)アの例外として、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定め of 軽微な変更をするときは、受託者は、その旨を行政庁に届け出るとともに、当該変更について委託者又は信託管理人の同意を得ていない場合には、遅滞なく、委託者又は信託管理人に対し、変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとする。

イ 上記アにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(4) 委託者が現に存しない場合においては、上記(1)アの規律は適用しないものとする。

2 公益信託の目的の変更

- (1) 公益信託の目的は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによって、類似の公益目的に変更することができるものとする。
- (2) 信託の目的を達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなったときであっても、委託者、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の公益目的に変更して、公益信託を継続することができるものとする。

ただし、当該公益信託の受託者が、当該信託の目的を達成した日又は当該信託の目的を達成することができなくなった日から3箇月以内に、行政庁による変更の認可の申請をした場合に限るものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)の規律は適用しないものとする。また、上記(2)の規律のうち「委託者、受託者及び信託管理人」とあるのは、「受託者及び信託管理人」とするものとする。

(補足説明)

1 公益信託の目的の変更可能な範囲について

部会資料47の第15の2(1)では、公益信託の目的の変更可能な範囲について、「他の公益目的」又は「類似の目的」との提案をしていた。第50回会議では、これらの提案に対して、「寄附者の期待を考慮すべきである。」「委託者の意思を尊重すべきである。」等として、公益信託の目的の変更可能な範囲を「類似の目的」とすることを支持する意見があった。他方で、「類似の目的に限定すると信託の併合が困難になる。」等として、公益信託の目的の変更可能な範囲を「他の公益目的」とすることを支持する意見があった。

確かに、公益信託の目的の変更可能な範囲を「類似の公益目的」に限定する場合には、公益目的が類似ではない信託間の併合を行うことができず、その結果、終了を余儀なくされる公益信託もあるものと考えられる。

しかし、実務上、公益信託において信託の併合自体がほとんど用いられていないとの指摘があることを踏まえると、寄附者の期待を害するような目的の変更を許容してまで、公益目的が類似ではない信託間の併合を認める必要性や合理性は乏しいものと考えられる。

そこで、本部会資料第15の2では、公益信託の目的の変更可能な範囲を「類似の公益目的」とするとともに、その趣旨を徹底する観点から、信託行為の定めによっても、公益信託の目的の変更可能な範囲を拡大することはできないものとするこ

とを提案するものであるが、どうか。

2 信託行為の別段の定めについて

信託行為の別段の定めとして、どのようなものが許容されるかという点については、以下のような例が考えられる。

まず、本部会資料第15の1(1)イについては、例えば、委託者を合意の当事者とし、第三者を変更の合意の当事者とする旨、変更を可能とする場合を限定する旨などの信託行為の定めは許容されるが、信託管理人を合意の当事者とし、行政庁による変更の認可を要しない旨などの信託行為の定めを設けることはできないと考えられる。

次に、本部会資料第15の1(3)イについては、例えば、委託者の同意を要しない旨などの信託行為の定めは許容されるが、信託管理人の同意を要しない旨、信託管理人に対し通知をしない旨、行政庁に対する届出を要しない旨の信託行為の定めを設けることはできないと考えられる。

また、本部会資料第15の2(3)については、例えば、委託者を公益信託の目的の変更の合意の当事者とし、公益信託の継続の合意の当事者とし、行政庁による変更の認可を要しない旨などの信託行為の定めを設けることはできないと考えられる。

3 信託の目的を達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなったときの公益信託の継続について

第50回会議では、部会資料47の第15の2(2)の提案に対して、「信託終了後は、寄附者の期待を害することもない。」等として、信託終了後の公益信託の目的の変更可能な範囲を「他の公益目的」とすることを支持する意見があった。他方で、寄附者の期待を重視して、信託終了後の公益信託の目的の変更可能な範囲を「類似の目的」とすることを支持する意見もあった。

確かに、公益信託の目的が達成されてその公益信託が終了した場合には、委託者の意思も実現し、寄附者の期待にも応えていると考えられることから、その後、他の公益目的のために信託財産が用いられたとしても、委託者の意思や寄附者の期待を尊重する観点からも問題はないものとも考えられる。

しかし、その公益信託の目的を達成することができなくなったために公益信託が終了した場合には、委託者や寄附者の通常の意味としては、元の目的に少しでも近い類似の公益目的に信託財産が用いられることを望むものと考えられる。

そこで、以上を踏まえ、本部会資料第15の2(2)では、信託終了後の公益信託の目的の変更可能な範囲を「類似の公益目的」とすることを提案するものであるが、

どうか。

また、公益信託の目的を達成したとき又はその目的を達成することができなくなったときに、その後、いつまでも、当該公益信託を継続するかどうかを決定することができるとするのは、法律関係の安定を害すると考えられる。

そこで、本部会資料第15の2(2)では、信託の目的を達成した日又は信託の目的を達成することができなくなった日から3か月以内に、当該公益信託の受託者は行政庁による変更の認可の申請をすることとし、併せて、本部会資料第17の2(1)において、信託終了の日から3か月が経過した場合に、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを届け出ることとするので、信託の当事者に信託の終了の日から3か月以内に類似の公益目的を有する公益信託として継続するか、清算を結了させて終了するか決定することを求めることとしているが、どうか。

4 委託者が現に存しない場合の規律について

公益信託の目的は委託者の意思そのものであることに鑑みると、委託者が現に存しない場合にあっては、信託行為に別段の定めがない限り、公益信託の目的を変更することはできないものとするのが相当であると考えられる。また、信託の終了後においては、上記の委託者の通常の意味に鑑みれば、受託者及び信託管理人の合意によって類似の公益目的を信託の目的とする公益信託として継続することとしたとしても、委託者の意思に反することにはならないものと考えられる。

そこで、本部会資料第15の2(4)の提案をしている。

3 公益信託の併合・分割

(1) 公益信託の併合・分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意（注1）がある場合には、行政庁による併合・分割の認可を受けることによってすることができるものとする。この場合においては、信託法第151条第1項各号、第155条第1項各号又は第159条第1項各号に掲げる事項（注2）を明らかにしてしなければならないものとする。

(注1) 1 上記(1)にかかわらず、公益信託の併合は、次に掲げるものによりすることができるものとする。この場合において、受託者は、次のアに掲げるときは委託者に対し、次のイに掲げるときは委託者及び信託管理人に対し、遅滞なく、上記(1)に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

ア 信託の目的に反しないことが明らかであるとき
受託者及び信託管理人の合意

イ 信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき
受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

2 委託者が現に存しない場合においては、上記（注1）1のうち「次のアに掲げるときは委託者に対し、次のイに掲げるときは委託者及び信託管理人に対し」とあるのは、「次のイに掲げるときは、信託管理人に対し」とするものとする。

（注2） 公益信託の併合後及び分割後の信託行為の内容は類似の公益目的を定めるものでなければならないものとする。

- (2) 上記(1)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (3) 委託者が現に存しない場合においては、上記(1)の規律は適用しないものとする。
- (4) 公益信託の併合・分割は、信託法第6章第2節及び第3節に規定する手続と同様の手続によるものとする。

（補足説明）

本部会資料第15の3(2)の信託行為の別段の定めについては、例えば、委託者を合意の当事者とし、第三者を併合・分割の合意の当事者とする旨、併合・分割を可能とする場合を限定する旨などの信託行為の定めは許容されるが、信託管理人を合意の当事者とし、行政庁による併合・分割の認可を要しない旨などの信託行為の定めを設けることはできないと考えられる。

第16 公益信託の終了

1 公益信託の終了事由

公益信託は、次に掲げる場合に終了するものとする。

- (1) 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
- (2) 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続したとき。
ただし、新受託者の選任の認可の申請を行っている場合に、その申請に対する処分がされるまでの間は、この限りではないものとする。
- (3) 信託管理人が欠けた場合であって、新信託管理人が就任しない状態が1年間継続したとき。
ただし、新信託管理人の選任の認可の申請を行っている場合に、その申請に対する処分がされるまでの間は、この限りではないものとする。
- (4) 受託者が信託法第52条（同法第53条第2項及び第54条第4項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
- (5) 信託の併合がされたとき。
- (6) 信託法第165条又は第166条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- (7) 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
- (8) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第53条第1項、民事再生法第49条第1項又は会社更生法第61条第1項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第41条第1項及び第206条第1項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。
- (9) 公益信託認可が取り消されたとき。
- (10) 信託行為において定めた事由が生じたとき。

（補足説明）

1 受託者又は信託管理人が就任しない状態が1年間継続した場合について

第51回会議では、部会資料48の第16の1の提案に対して、「裁判所や行政庁に対して1年以内に新受託者や新信託管理人の選任の申立てや認可の申請をし、1年の経過後に新受託者や新信託管理人の選任の認可がされた場合に、1年間が経過したとして信託が終了するのは適切でない。」等の意見があった。

確かに、新受託者や新信託管理人の選任には、相応の時間を要し、その結果、手続の途上で1年が経過してしまうことも想定されるが、そのような場合にまで公益

信託が終了してしまうとすることは相当でないと考えられる。

そこで、本部会資料第16の1(2)及び(3)では、受託者や信託管理人が欠けた場合であって、これらの者が就任しない状態が1年継続したときであっても、その間に、これらの者の選任の認可の申請がされ、その申請に対する処分がされるまでの間は、その公益信託は、終了しない旨を提案している。

また、上記の意見を踏まえると、裁判所に対する新受託者又は新信託管理人の選任の申立てが行われ、その審理が行われている間については、上記の1年間の期間に算入しないとすることも考えられる。もっとも、その場合には、例えば、受託者が不在となってから1年を経過してから裁判所による新受託者の選任の裁判がされ、その後行政庁によって選任が不認可となった場合であっても、すぐに別の候補者の選任の申立てをすることで、徒に1年という期間を延長することが可能となってしまう。このような状態が続くと、特に信託管理人が不在となっている場合には、ガバナンスに重大な支障が生じている公益信託が存続していくこととなり、適切でないと考えられる。また、信託法第163条第3号及び第258条第8項においては、裁判所に対する新受託者又は新信託管理人の選任の申立てがされている場合に裁判所の審理期間は考慮されていないと考えられることとの整合性についても考慮すると、新受託者又は新信託管理人の選任の申立てがされている場合に、公益信託は終了しないものとする必要はないものと考えられるが、どうか。

2 公益信託の成立の認可の取消しによる終了について

第51回会議では、部会資料48の第16の5（公益信託の成立の認可の取消しによる終了）に対して、賛成する意見があったが、他方で、「認可が取り消されるのはガバナンスに問題がある場合ばかりではない。」「当初認可が得られなかった場合と認可が取り消された場合とで規律が異なるのは整合性を欠く。」として反対する意見もあった。

本部会資料第12の3の提案を踏まえると、公益信託認可を取り消される場合は、受託者に行政庁による勧告や命令に従う意思や従う能力がなく、内部ガバナンスに相当な問題があるものと考えられる。また、寄附者からの寄附等により形成された公益信託の信託財産を受益者の定めのない信託の信託財産とすることを可能とすることは、寄附者の期待を害することとなるものと考えられるし、委託者の権限が大きなものとされている受託者の定めのない信託の信託財産とすることも相当でないと考えられる。さらに、公益信託認可を取り消された信託が受益者の定めのない信託として存続することを許容した場合には、公益信託においても、公益法人における公益目的取得財産残額に相当する財産の価額の算定等の仕組みが必要となり、公益法人認定法第30条及びその委任を受けた公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条以下において、毎事業年度、算定しなければなら

ないものとされ、その算定の方法も詳細に規定されていることから、新たな公益信託にこれと同様の概念を導入することは、軽量・軽装備のメリットを害するおそれがある。また、新たな公益信託が税制優遇を受けられないこととなるおそれもある。そして、これらの点を踏まえると、公益信託認可を取り消された公益信託は、終了するものとするのが相当であると考えられる。

そこで、本部会資料第16の1(9)では、公益信託認可が取り消されたときを公益信託の終了事由とすることとしている。

2 公益信託の存続期間

公益信託の存続期間については、信託法第259条の規律は適用しないものとする。

3 合意による終了

公益信託は、合意によって終了することはできないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(補足説明)

第51回会議では、部会資料48の第16の3の提案に対して、「税制優遇を受けることを目指すのであれば、当事者に合意によって公益信託を終了させるべきではない。」「行政庁の関与ができない前提であれば、当事者の合意のみで公益信託を終了させられるのは望ましくない。」等として、合意による公益信託の終了を許容しない甲案を支持する意見があった。他方で、「公益法人においても組織の基本的事項について、当該法人の自主的判断によっていることから、公益信託でも当事者の自主判断で終了してよい。」「当事者にとって負担がある場合に、合意によって終了することができないのは酷である。」等として、これを許容する乙案を支持する意見もあった。また、「甲案及び乙案はそれぞれ強すぎるため、信託の終了事由と信託行為の定めを介して、当事者の合意による終了を考えることも有意義ではないか。」との意見や、「終了の規定は信託の変更等の規定と関連しており、公益信託の変更等に関する現在の提案を踏まえると終了はそれほど制限しないという考え方になるが、その場合、清算手続において残余財産がプライベートな領域には戻らないことを確保することが必要である。」との指摘もあった。

部会資料48の第16の3の補足説明に記載したように行政庁の関与が難しいこと、公益信託の継続性、寄附者の期待などの観点、また、新たな公益信託が税制優遇を受けられるものであることを目指す観点も踏まえると、委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了を許容しないこととするのが相当であると考えられる。

しかし、他方で、信託の終了事由が発生した場合にのみ公益信託を終了することが

できるとするのは、過剰な規制であるとも考えられ、結果として公益信託の利用者のインセンティブを失わせるおそれもある。

そこで、本部会資料第16の3では、公益信託は、合意によって終了することはできないものとしつつ、信託行為に別段の定めがある場合には、その定めるところによるものとする旨の提案をしているが、どうか。

なお、本部会資料第16の3ただし書に規定する信託行為の別段の定めを設けた場合において、さらに、その合意の当事者の範囲を限定したり、拡大したりする旨の定めを設けることも考えられる。この場合には、例えば、委託者を合意の当事者としないう旨、第三者を合意の当事者とする旨などの信託行為の定めは許容されるが、受託者や信託管理人を合意の当事者としないう旨などの信託行為の定めを設けることはできないと考えられる。

4 特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判

- (1) 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当になるに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の終了を命ずることができるものとする（注）。
- (2) 委託者については信託行為において公益信託の終了命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

（注）特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判には、信託法第165条第2項から第5項までと同様の規律を及ぼすものとする。

5 公益信託の終了の届出

公益信託が第16の1(5)又は(9)以外の事由により終了した場合には、受託者（信託の終了が信託財産についての破産手続開始の決定による場合あつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（補足説明）

本部会資料第16の5は、公益法人認定法第26条第1項の規定を参考として、公益信託の終了について、受託者は、その旨を行政庁に届け出なければならないことを提案するものであるが、公益信託においては公益法人の解散及び清算人の登記に相当する登記をしなければならないとの規律は存在しないことを考慮し、行政庁に対する届出の期間について、「遅滞なく」するものとしている。

第17 公益信託の清算【P】

1 残余財産に関する信託行為の定め

公益信託の信託行為には、次の(1)及び(2)に掲げる定めを設けなければならないものとする。

- (1) 公益信託が終了した場合（下記(2)に規定する場合を除く。）において、残余財産を当該公益信託と類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者若しくは当該公益信託の公益信託事務と類似の事業を目的とする公益法人等（以下「他の公益信託の受託者等」という。）（注）又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨の定め
- (2) 公益信託認可の取消しの処分を受けたことにより公益信託が終了した場合又は第16の3のただし書に規定する信託行為の別段の定めにより公益信託が終了した場合において、残余財産を公益信託認可の取消しの日又は第16の3のただし書に規定する信託行為の別段の定めにより公益信託が終了した日から1箇月以内に他の公益信託の受託者等又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨の定め

（注）公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人を含むものとする。

（補足説明）

本部会資料第17の4において、公益信託認可の取消しにより公益信託が終了した場合又は第16の3のただし書に規定する信託行為の別段の定めにより公益信託が終了した場合の公益信託の清算の方法について提案していることに伴い、公益信託の信託行為に定めなければならない事項として、本部会資料第17の1(2)を追加して提案するものである。詳細は第17の4において検討する。

2 公益信託の清算等の届出（上記1(1)の場合）

- (1) 清算受託者（信託の終了が信託財産についての破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該信託の終了の日から3箇月が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならないものとする。当該見込みに変更があったときも、同様とするものとする。
- (2) 清算受託者は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないものとする。

（補足説明）

本部会資料第17の2は、公益法人認定法第26条第2項及び第3項の規定を参考とし、公益信託が終了した場合の原則的な手続として、清算受託者は、公益信託の残

余財産の引渡しの見込み及び清算の結了について、行政庁に届け出なければならないとすることを提案するものである。

なお、清算等の届出をする以前に、本部会資料第16の5の公益信託の終了の届出をするものとするを前提としている。また、信託行為の定めにより残余財産の帰属すべき者として指定を受けた者の全てがその権利を放棄した場合には、国庫に帰属する旨（後記第17の3）を届け出ることを想定している。

3 最終的な残余財産の帰属

上記1(1)の信託行為の定めにより残余財産の帰属すべき者として指定を受けた者の全てがその権利を放棄した場合には、残余財産は、国庫に帰属するものとする。

4 公益信託認可の取消し等に伴う贈与（上記1(2)の場合）

公益信託認可の取消しの処分を受けたことにより公益信託が終了した場合又は第16の3のただし書に規定する信託行為の別段の定めにより公益信託が終了した場合において、第17の1(2)の信託行為の定めに従い、公益信託認可の取消しの日又は第16の3のただし書に規定する信託行為の別段の定めにより公益信託が終了した日から1箇月以内に残余財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、行政庁が国の行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該残余財産の額に相当する額の金銭について、第17の1(2)の信託行為で定める贈与を公益信託認可の取消しにより終了した公益信託の受託者又は第16の3のただし書に規定する信託行為の別段の定めにより終了した公益信託の受託者から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなすものとする。

公益信託認可の取消しの日又は第16の3のただし書に規定する信託行為の別段の定めにより公益信託が終了した日から1箇月以内に当該残余財産一部の財産について第17の1(2)の信託行為で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とするものとする。

（補足説明）

- 1 本部会資料第17の4では、公益法人認定法第30条の規律を参考として、公益信託認可の取消しにより公益信託が終了した場合又は合意により公益信託が終了した場合には、公益信託認可の取消しの日又は合意による終了の日から1か月以内に、信託行為に定めた残余財産の帰属すべき者と受託者との間で、残余財産の贈与に係

る書面による契約を締結するものとし、当該契約が成立しない場合には、残余財産の額に相当する額の金銭について、国又は都道府県との書面による贈与契約が成立したものとみなすものとすることを提案するものである。

2 第51回会議では、部会資料第16の3の提案に対して、「終了の規定は信託の変更等の規定と関連しており、公益信託の変更等に関する現在の提案を踏まえると終了はそれほど制限しないという考え方になるが、その場合には、清算手続において残余財産がプライベートな領域には戻らないことを確保することが必要である。」との指摘があった。そして、この指摘を踏まえると、信託行為の別段の定めがある場合に委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了を許容することとするのであれば、残余財産が公益以外の領域に戻ることがないことを確実にものとするための仕組みを検討する必要がある。本部会資料第17の4はこのような観点から、新たな提案をするものである。

例えば、公益信託が信託の目的を達成し、又は信託の目的を達成することができなくなった場合等は、信託の当事者が恣意的に終了をさせようとしている場合ではないため、本部会資料第17の4のように期間の制限を設けた上で、その期間経過後は国又は都道府県との贈与が成立したものとみなすことは、過剰な規制となるおそれもある。そのため、この場合には、公益信託の清算は、清算受託者が任意にするものとしつつ、行政庁が清算の状況を把握する必要があるという観点から、本部会資料第17の2の届出をするものとするれば足りると思われる。

これに対し、公益信託認可が取り消される場合は、受託者に行政庁による勧告や命令に従う意思や従う能力がなく、内部ガバナンスに相当な問題があるものと考えられることから、信託財産の散逸等が懸念される。また、第16の3のただし書に規定する信託行為の別段の定めにより公益信託が終了する場合（合意により公益信託が終了する場合）にも、信託の関係者において、公益目的に抛出された信託財産を私的なものとすることを目的として合意するなどの濫用が懸念される。そのため、これらの場合には、公益信託の残余財産が公益以外の領域に出ることがないことを確実にした上で、速やかに清算をする必要性が高いものと考えられる。

そして、これらの場合に公益信託の残余財産が公益以外の領域に出ることがないことを確実にし、速やかに清算をさせる仕組みとしては、公益法人認定法第30条の規律が参考となる。同条は、公益認定の取消しにより一般社団法人又は一般財団法人となる法人について、あらかじめ公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与先を定款で定めさせ（同法第5条第17号）た上で、期間の制限とその期間が経過した場合のサンクションとしてのみなし贈与を組み合わせることで、公益認定後に取得した財産を強制的に吐き出させ、いわば部分的に清算をさせるものである。公益信託では、公益信託認可が取り消され、又は合意により終了した場合のいずれ

であっても、信託の終了事由に該当することとなり、全部の清算がされることとなるので、公益法人の公益認定が取り消された場合とは異なるが、これらの場合に公益認定後に取得した財産を強制的に吐き出せるという同法第30条の仕組みの骨格を応用することは可能であると思われる。

もともと、同条では、公益認定後に取得した財産として公益認定を取り消された公益法人が吐き出すものとされている財産は、公益目的取得財産残額として定義されているとおり、公益信託において、同様の概念を導入することは、軽量・軽装備のメリットを害するおそれがあり、これをそのまま持ち込むことは相当ではないと考えられる。また、公益信託においては、本部会資料第9の1のとおり、公益信託事務を処理することのみを目的とするものとされ、かつ、上記のとおり、本部会資料第17の4が想定する場合には、信託の終了事由に該当して信託自体の清算がされることとなるので、これらの場合に吐き出すことを求める財産は、公益信託の残余財産そのものであると考えれば足りる。

そこで、本部会資料第17の4では、まず、公益信託認可の取消しにより公益信託が終了した場合又は第16の3のただし書に規定する信託行為の別段の定めにより公益信託が終了した場合について、1か月以内に残余財産の贈与をすることとして、1か月以内にその公益信託の清算に関する職務を実質的に終了させることを求めることを提案するものである。

- 3 また、本部会資料第17の4では、上記の仕組みを実効性のあるものとするための規律として、1か月以内に上記の贈与契約が成立しない場合には、残余財産の額に相当する額の金銭について、国又は都道府県との書面による贈与契約が成立したものとみなすことを併せて提案している。

この場合に、国等との書面による贈与契約が成立したものとみなされる対象財産を残余財産そのものとする、例えば、瑕疵など何らかの事情によって正常な処分ができない財産について、あえてこの規律を発動させることによって、国等にこれを押し付けるということが可能となってしまう。そこで、そのような濫用を防止するため、国等との書面による贈与契約が成立したものとみなされる対象財産を残余財産そのものではなく、残余財産の額に相当する額の金銭とすることとしている。

また、残余財産の額に相当する額の算定については、次の二つの考え方があり得る。

まず、当該公益信託の清算が現実に終了した後の残余財産の額とすることが考えられる。この場合には、結局のところ、清算受託者が現実に現務の結了や信託債務の弁済等の清算のための事務を終えることを待たなければならず、上記の仕組みの実効性は、全く確保されないこととなる。

そこで、当該公益信託が終了した日から1か月が経過した日において計算上算定

され得る残余財産の額とすることが考えられる。例えば、信託財産が不動産である場合には、当該日における当該不動産の時価から当該日における信託債務の額を控除するなどして得られる計算上の残額を指す。このような考え方によると、例えば、当該不動産の売却時の価額が当該日における時価を下回っていた場合には、清算受託者は、その固有財産をもってその差額を補填しなければならないこととなる。これは、清算受託者にとって、非常に酷な状態を強いるおそれがある。他方で、例えば当該日における当該不動産の時価が1億円であった場合に、受託者がその固有財産に属する1億円の金銭をもって国等への贈与を履行し、当該不動産については清算受託者が収受するということも考えられる。この場合に、当該不動産の時価が後に上昇すると、清算受託者がその差額を収受し、経済的な利得を得ることとなると思われるが、少なくとも公益の領域に留めるべき価値は留めているとの評価もあり得る。

以上を踏まえ、本部会資料第17の4の提案について、どのように考えるか。

第18 公益信託と受益者の定めのある信託の相互の変更

1 公益信託から受益者の定めのある信託への変更

公益信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできないものとする。

2 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

受益者の定めのある信託においては、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることはできないものとする。

(補足説明)

第50回会議では、部会資料47の第18の4の提案に対して、「信託法第258条第3項の趣旨を尊重すべきである。」、「受益者の定めのある信託から公益信託への相互変更がどうしても必要であるという事例がない。」、「実務的には相互変更であっても終了時と同等の清算手続が必要であり、それに加え、当該相互変更が受益者の意思に反した変更になっていないか確認することが求められるとすると、むしろ相互変更の方が手間が増える。」等として、受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることはできないものとする甲案を支持する意見があった。他方で、「まずは私益信託としてスタートした信託が受益者を不特定かつ多数に拡大することは考えられる。」、「相互変更をしても受託者の変更を伴わない場合が標準的であり、一定の連続性をもって公益信託に移行できるメリットを取るべきである。」、「登録免許税等について税制上の手当てがされる前提であれば、不動産を信託

財産としている場合には、連続して公益信託に移行するメリットがある。」、「受益者の定めのない信託と公益信託は別のカテゴリーであり、信託法第258条第3項の規定は公益信託には適用にならない。」等として、受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることができるものとする乙案を支持する意見もあった。

受益者の定めのある信託と公益信託との相互の変更を許容する場合に、最も大きな問題となると考えられるのが、上記の意見にもある信託法第258条第2項及び第3項の趣旨との整合性である。同条第2項及び第3項は、受益者の定めのない信託において受益者の定めを設けたり、受益者の定めのある信託において受益者の定めを廃止したりすることはできないものとされているが、これは、受益者の定めのある信託と受益者の定めのない信託とでは、基本的な点が大きく異なっているため、これらの信託の変更を認めることは相当ではないとの理由によるものとされている。そのため、受益者の定めのある信託と公益信託との相互の変更を許容するとした場合には、同条第2項及び第3項とどのように整合するのかという法制面からの説明が必要となるが、これを説明することは、困難であると考えられる。

また、これまでの部会の調査審議の経過を踏まえると、受益者の定めのある信託から公益信託への変更を許容するとの前提の下においては、当該信託の信託行為に「公益信託として不認可処分を受けた場合には、受益者の定めのない信託として有効に成立する。」との定めが設けられていた場合には、結果的に、受益者の定めのある信託を受益者の定めのない信託へと変更することが可能となってしまう。そして、このような事態を防止するためには、受益者の定めのある信託から公益信託へ変更をする場合には、上記の定めは無効とするなどの新たな特則を設ける等の検討をする必要があるものと考えられるが、行政庁が公益信託へと変更される前の受益者の定めのある信託について監督する義務はないこと等からすれば、実効的なエンフォースの仕組みを構築することは困難である。

確かに、受益者の定めのある信託から公益信託への相互変更を許容することで、利用者の選択肢が増加するが、上記のとおり、そのメリットを超える大きな課題があるものと考えられる上、当事者の実務的な負荷が軽減されないとすると、このような仕組みを構築するに相応しい意義があるとまでは言い難いものと考えられる。

そこで、以上を踏まえ、本部会資料第18の2では、受益者の定めのある信託と公益信託との相互の変更を許容しないとの提案をするものであるが、どうか。

第19 その他

1 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

現行公益信託法に基づく公益信託が新公益信託法に基づく公益信託に移行するための所要の措置を講ずるものとする。

(補足説明)

部会資料47の第19の2では、新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託は、新公益信託法の適用を受ける公益信託への移行について、行政庁による移行の認可を受けることを必要とするものとする等の提案をしていた。現行公益信託法に基づく公益信託が新公益信託法に基づく公益信託に円滑に移行することができるようにするため、部会資料47の第19の2において提案していた簡易な移行手続等の採用の要否も含め、所要の措置を講ずるものとする。

2 罰則

罰則について所要の措置を講ずるものとする。

3 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

(後注：現時点の整理)

次の信託法の規定は、新公益信託法には適用されないものとする。

信託法第9条，第12条，第33条，第39条，第55条，第57条，第58条，第62条，第88条から第122条まで，第131条から第144条まで，第147条，第148条，第150条，第164条，第185条から第215条まで，第225条から第228条まで，第248条から第261条まで，第267条から第269条まで

以上